

平成30年4月13日
商工中金

元職員による経費の着服事件の発生について

この度、当金庫におきまして、下記の経費の着服事件が発生いたしました。
内部管理態勢やコンプライアンス意識の改善に向け取り組んでいる中で、かかる事件を発生させたことを厳粛に受け止め、心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当金庫徳山支店元職員（60歳・女性）が、平成20年8月から平成29年11月にかけて、同支店の郵便料金等の経費の請求書を使い回しして、現金を二重に出金させる等の手口により、計約882万円を着服していたことが判明いたしました。

本件につきましては、当該元職員の退職後、未整理となっていた経費関係書類を整理・精査したところ判明したものです。

なお、本件は、当金庫の経費として出金された現金の着服であり、お客さまとの取引に影響を与えるものではありません。

着服金については、当該元職員から全額弁済を受けております。

2. 関係機関への届出等

本件については、法令に基づく監督官庁への届出を行うとともに、警察へ通報しております。

3. 今後の対応

今回の経費の着服事件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の強化やコンプライアンス意識の立て直しを図り、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向けて取り組んでまいります。

また、監督責任のある者については、内部規定に照らして厳正に処分してまいります。